

平成20年度

監査公表

問合せ先 監査委員事務局 (☎65・1136)

定期監査の結果公表について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成20年度定期監査の結果を、次のとおり公表します。

平成21年4月1日

町監査委員 松隈 英之助

長瀬 俊 夫

1 監査の対象

各課等における平成20年度の財務等に関する事務の執行状況です。

2 監査の結果

事務の執行について、一部不適切な執行がなされているものが見受けられましたので、次のように検討・改善を指摘し、回答されたものです。

【産業振興課】

(平成20年5月16日監査)

●備品カードについて

平成19年5月定期監査で指摘した水中ポンプの管理について、保管場所が変更されているが、備品カード記載の保管場所は、変更されていません。

▼回答(平成20年5月29日)

備品カードにおける保管場所を変更いたしました。

●火入許可申請書について

火入許可申請書において、火入従事者の人数及び消火器具を記載するようになっていますが、記載されていないものを許可しています。(桂川町火入れに関する条例第12条)

▼回答(平成20年5月29日)

今後は、火入れに関する条例を遵守し、申請書の内容も指導を行って火入許可証を発行いたします。また現地立会も行います。

【社会教育課】

(平成20年6月10日～11日監査)

●桂川町住民センター利用許可申請書について

住民センター利用許可申請書において、利用目的等の不明なものを受付けているものがあります。また、使用料の減免内容が不明な

ものがあります。

使用料の算定基礎となるので、これらを明確にしておくことが重要です。(桂川町住民センターの設置及び管理等に関する条例第8条)

▼回答(平成20年6月27日)

次の事項に注意し事務を遂行いたします。

- ①申請書を厳正に審査し不備がある場合は、訂正や再提出を促す。
- ②減免・減額等は、現状にあった内容に改正する。
- ③冷・暖房費の取扱いについて、申請書記載事項の統一化を図る。

【健康福祉課】

(平成20年11月21日監査)

●領収書について

総合福祉センターの使用料及びその他の入金に対する領収書を一緒にして連番を記入することなく、また領収書の発行元名称も異なっています。

事後の点検・確認、会計処理の正確性を考慮し、改善が必要です。

▼回答(平成20年12月5日)

領収書を事務室用、風呂用に区分して連番を記入し発行元も統一いたします。